

G-01

定 款

全社機構

株式会社宇野澤組鐵工所  
2023/3/2

# 株式会社 宇野澤組鐵工所 定 款

# 株式会社 宇野澤組鐵工所 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社宇野澤組鐵工所と称し、英文で  
Unozawa-gumi Iron Works, Limited と記す。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 風水力機械の製造及び販売
- (2) 産業機械器具の製造及び販売
- (3) 前各号に関連する機器、装置の建設工事
- (4) 不動産の賃貸及び管理
- (5) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に記載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、240 万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株式は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人とし、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に差し出さねばならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の

過半数をもって行う。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### (任期)

第21条 取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

取締役会はその決議をもって取締役会長および取締役社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

#### (取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長事故あるときは取締役会において定める順序により、他の取締役の1名がこれに当る。

取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の少なくとも3日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合または取締役および監査役の全員の同意があるときは、この限りでない。

#### (取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

また、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

#### (取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(相談役・顧問)

第27条 取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査会の議事録)

第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(補欠監査役)

第39条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条の規定を準用する。

3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

4 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第6章 計 算

### (事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当)

第41条 当会社は、基準日を定めて株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第44条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

平成 18 年 6 月改定

平成 20 年 6 月改定

平成 21 年 6 月改定

平成 22 年 1 月改定

平成 24 年 6 月改定

平成 27 年 6 月改定

平成 29 年 6 月改定(同改定に関わる附則同年 10 月削除)

2022 年 6 月改定 (同改定に関わる附則 2023 年 3 月 2 日削除)

原本と相違ないことを証明いたします。

2023 年 3 月 2 日

株式会社 宇野澤組鐵工所

取締役社長 横口 勉